

平成22年7月5日  
大臣官房総務課情報公開文書室  
(担当・内線 室長 小林 洋子  
室長補佐 大村 良平  
(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について  
(地方自治体からの要望等)

本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年6月25日から平成22年7月1日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告  
(地方自治体からの要望等・本省受付分)(10/07/05)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成22年6月25日～7月1日受付分

(単位:件)

組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
<b>行政相談室</b> (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	1	0	5	0	0	6
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	0	186	0	0	0	186
社会・援護局	0	3	0	0	0	3
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	14	0	0	0	14
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合計	1	203	5	0	0	209

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	6
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	203

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	医政局
照会先	総務課総務係(内線2517)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	0件	5件	0件	0件	6件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	6件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	地域における医療機関間での役割分担を明確化にし、機能を集約していくことは、医療の提供における効率化や医療の質の向上のために必要である。 一方、医師不足への対応については、規制緩和等による他の医療職種の業務拡大等、短期的にできること、医師の養成や研修制度のあり方等、充分な議論を踏まえて中期的に取り組むことを整理して考えるべきである。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
2	政府が2009年12月に公表した新成長戦略の基本方針では、医療を成長分野に位置付けた。しかし、現状では、規制緩和の遅れ等により、多様化する医療需要への対応や、産業としての医療の発展に必要な環境が充分整備されていない。 民間の力を活用し、医療需要の増加と多様化に 대응していくことで、医療とその関連分野を成長産業にしていくことができる。そのためには、まずは規制緩和を迅速に進め、医療の提供面等での制約をなくすべきである。加えて、先端医療開発特区の設置の推進、内外から企業参入を促す税制や専門性の高い人材の育成、確保といった、産業として発展するための環境整備が必要である。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
3	病院勤務医の不足と地域間での医師の偏在が、依然として全国的に生じており、地方の中核病院では、従来から問題となっていた小児科や産婦人科に限らず、外科や内科等の主要な診療科でも病院勤務医師の不足が発生している。 こうした状況を打開し、国民に安全、安心な医療を確実に提供することができるよう、国においては、実効性のある対策を早急に講じられたい。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
4	医師確保を含め、地域の実情に応じた医療体制を整備するため、現行の国庫補助制度を抜本的に見直し、交付金を図ること。また、交付金は、県の裁量により柔軟かつ効果的に活用できるようにすること。 さらに、地域医療の供給体制の確保に努めなければならない県においては、県内各地に周産期医療や救急医療など拠点となる機能を有する医療施設・設備を誘導するにあたり、充実した補助制度が必要である。その際、医療施設が公的資源としての性格を有することや、施設利用の便益が複数世代に及び世代間の公平を図る観点から、その整備補助事業について起債対象事業とすること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
5	医師不足の解消や偏在の是正を図るため、医師の計画的な育成、確保及び定着を目的とした実効性ある支援策を講じること。		貴重なご意見として組織内で情報の共有をさせていただきました。
6	離島振興対策の充実について、離島における医師等の確保対策を図ること。		引き続き、必要な離島医療対策について実施していく旨をお答えしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	186件	0件	0件	0件	186件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	186件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	・子ども手当の外国人関係等(個別ケースを含む)についての申請 手続や認定書類等の照会。		事実や制度を説明
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	社会・援護局(社会)
照会先	社会・援護局総務課 課長補佐 増井 英紀(内線2813) 社会・援護局書記室 管理係長 佐藤 敏彦(内線2803)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	3件	0件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	3件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	「介護の日」中央行事(11月11日)に実施する事例発表会について教えてほしい。		実施要領に基づき、詳細等を説明しました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	藤原朋子(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年6月25日～7月1日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	14件	0件	0件	0件	14件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	14件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	医療機関併設型小規模介護老人保健施設の医師は、併設する医療機関との兼務が可能かとのご質問をいただきました。		可能である旨説明しました。
2	介護老人保健施設の介護支援専門員は、当該施設内の他の職務との兼務が可能かとのご質問をいただきました。		入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設内の他の職務に従事できる旨説明しました。
3	短期入所療養介護におけるリハビリテーション機能強化加算は体制加算か、それとも実施加算かとのご質問をいただきました。		体制加算である旨説明しました。
4	通所リハビリテーションにおける個別リハビリテーション加算は、退院日又は認定日から起算して3月以内に算定できるかとのご質問をいただきました。		算定できない旨説明しました。
5	認知症ケア加算を算定している介護老人保健施設において、夜勤職員配置加算の要件を認知症専門棟部分でしか満たしていない場合、夜勤職員配置加算の算定は可能かとのご質問をいただきました。		要件を満たしている部分のみに対して算定可能である旨説明しました。
6	50床の本体施設に対して29床の地域密着型サテライト施設をすでに設けており、新たに本体施設に対して同種のサテライト施設を2つ設けたいが、このようなことは可能であるか、またサテライトの併設に関して上限が決まっているのかとの御照会をいただきました。		サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設であるため、御照会の点については本体施設との密接な連携が確保されている限り可能であるが、個々の事例の指定に関することであるため、指定権者である市町村に御照会いただきたい旨回答いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。